

# 葛飾区公共施設等経営基本方針

～マネジメントサイクルの確立を目指して～

## 概要版

葛飾区



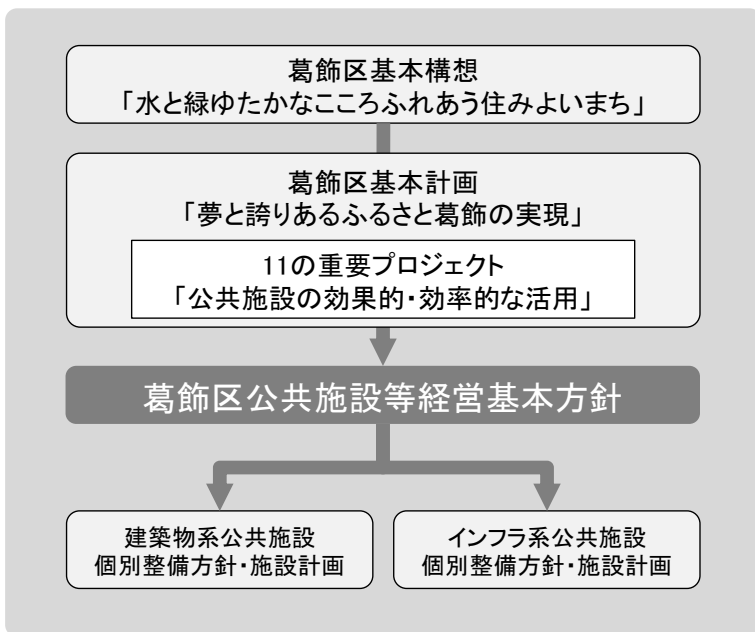
### 「公共施設等経営基本方針」策定の目的

全国的に建築物系公共施設及びインフラ系公共施設の老朽化への対応が大きな課題になっています。本区においては、これまでも公共施設の活用に向けて様々な取組みを進めてきました。（以下、建築物系公共施設とインフラ系公共施設を総称して「公共施設等」と言います。）

公共施設等は、区民の貴重な財産であり、区にとっては重要な経営資源です。区民のために最大限有効に活用していくためには、一つひとつの公共施設について、ソフトとハードの両面において日々点検することから始め、点検・検証・改善が常に行われている状態にするマネジメントサイクルを全庁体制で確立していくことが必要です。

「葛飾区公共施設等経営基本方針」は、公共施設等の効果的・効率的な活用を図りながら、将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、職員一人ひとりが意識を向上させ、適切にマネジメントをしていくため、公共施設等の経営に関する基本的な方針を定めたものです。

本方針は「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」の主旨に基づき策定したものであり、今後策定していく公共施設等の個別の整備方針や計画は、本方針を踏まえたものとなります。



【図 本方針の位置付け】

### 公共施設等の現況

#### ●建築物系公共施設は478施設、延床面積約84.0万㎡

小学校・中学校などの「教育機関」、保育所・学童保育クラブなどの「子ども・家庭支援」、地区センター・交流館などの「地域活動」の3つの施設類型で占める割合が大きくなっています。

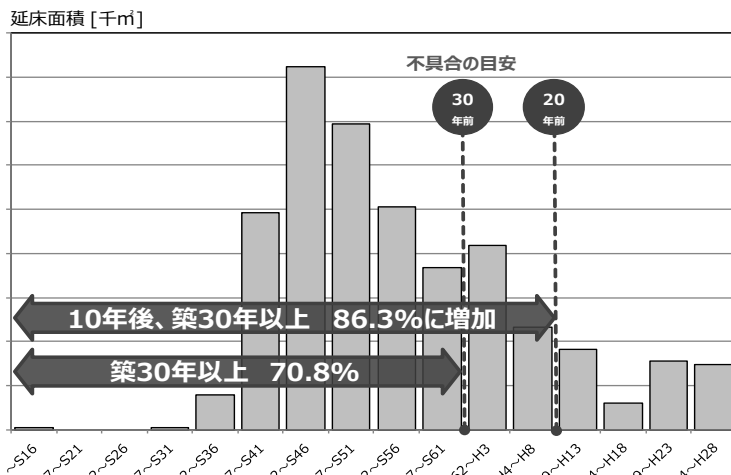
#### ●全体の7割が築30年を経過

建築物系公共施設は、昭和40年代から50年代に整備されたものが多く、建物の不具合が顕著に見られるようになる目安である築30年を経過した施設が全体の7割以上を占めています。10年後には、全体の9割近くに達します。このため、今後30年間に施設の更新時期が集中することが想定されています。

#### ●インフラ系公共施設も更新が必要

区道や橋梁、公園施設などのインフラ系公共施設についても老朽化が進行しています。

「建築物系公共施設」、「インフラ系公共施設」とも、維持管理や更新経費の増加による財政への影響が懸念されています。



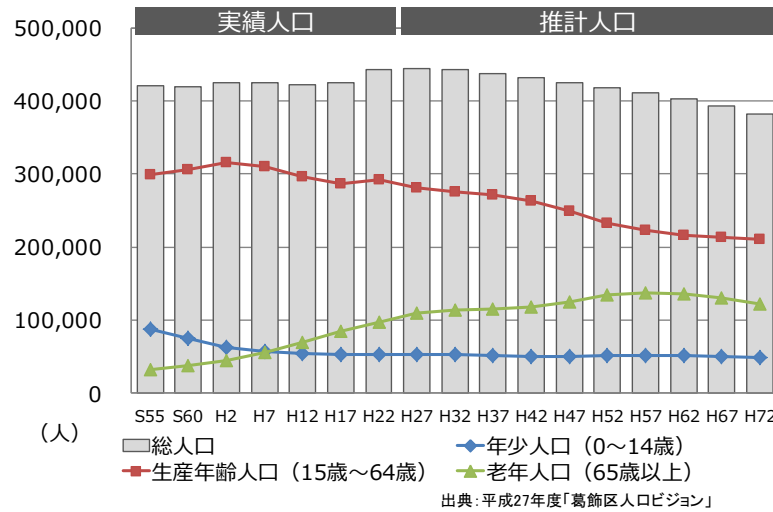
【図 建築物系公共施設の年度別整備状況】

# 公共施設等を取り巻く今後の見通し

## ●総人口や年代別人口の推計

本区の人口は、街づくりの推進や子育て環境の充実などにより、今後しばらくは横ばいで推移するとみられますが、国全体の傾向である人口減少に呼応し、長期的には緩やかに減少に転じることが見込まれます。

- 平成37年頃までは現在と同程度の人口規模で推移する見込み
- 平成72年には、人口が約14%減少
- 年少人口（15歳未満）は、微減で推移
- 生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成72年には現在よりも約3割減少
- 老年人口（65歳以上）は、平成57年をピークに現在より約4割増加するが、その後減少



【図 総人口及び年齢3階層別人口の推移と見通し】

## ●将来更新費用の推計

本区が管理する公共施設等を現状のまま維持・更新し続けると仮定した場合に必要な将来更新費用は、平成28年度からの50年間で、建築物系公共施設は約4,833億円、区道は約960億円、橋梁は約145億円、公園施設は約386億円、合計約6,324億円で、1年当たり約126.4億円となります。

平成23年度から平成27年度までの本区における公共施設等に係る工事請負費（予算額）の平均は、1年当たり約82.3億円となっています。このことから、1年当たりの将来更新費用と工事請負費（予算額）には、約44.1億円の差があります。

今後は、人口の減少や年代別構成の変化に伴い、求められる行政サービスの状況を見極めて、公共施設等のあり方を検討する必要があります。

# 公共施設等の経営の基本的な方針

## ●公共施設等を経営するに当たっての基本的な考え方

	点検・診断の実施	維持管理・修繕・長寿命化の実施	施設更新の検討	時代に合った施設の見直し	安全・耐震性の確保
建築物系 公共施設	施設の点検結果を工事履歴の情報などとともに「施設カルテ」に集約し、施設の修繕や維持管理に活用します。	バリアフリーや省資源・省エネルギー、防災機能の強化にも配慮し、計画的・予防的な修繕を実施します。また、施設を適切に保全するほか、快適性・機能性の向上も図ります。	サービスのあり方を検討し、施設更新が必要な施設については、将来需要の変化に対応でき、安全安心で、誰もが使いやすく、環境に配慮した施設とします。	社会状況や区民ニーズの変化、利用状況などを踏まえながら施設のあり方を検討し、老朽化の状況を勘案の上、転用や複合化、民間活用などを行い、時代に合った施設に見直します。	日常的・定期的な点検と適切な維持管理を行い、施設の老朽化の状況や不具合箇所を見極めて施設の安全を確保します。また、改築・改修に当たっては、必要な耐震性を確保します。
インフラ系 公共施設	日常的・定期的な点検により施設の状況を把握し、点検・診断・措置・記録等のメンテナンスサイクルを確立します。	整備方針・施設計画に基づき、予防保全型の維持管理を進め、施設の長寿命化を図ります。	防災性の向上や地域のまちづくりの状況などを踏まえながら施設更新を行い、住みやすく、安全・快適な都市基盤を整備します。	日常生活・経済活動を支える都市基盤として、適切な整備を推進します。	日常的・定期的な点検と適切な維持管理により安全を確保します。

## ●公共施設等のマネジメントサイクル

### ◆マネジメントサイクルの必要性

マネジメントすべき経営資源として、「ヒト・モノ・カネ」があり、「ヒト」については、定数管理・人材育成・働きやすい職場づくりなどの人事管理が行われ、「カネ」については、予算編成・予算執行・決算・予算要求などの財務管理が行われています。

「モノ」である公共施設等についても、施設・設備の状況を点検するとともに、「使われ方」などの実情を把握し、全庁の調整を図る取組みをさらに充実していく必要があります。

### ◆マネジメントサイクルの確立

公共施設等の効果的・効率的活用を実現するためには、施設における事業やサービスのあり方、施設の使われ方などを日々チェックし、施設を十分に使い切る意識を持つことが重要です。

施設を所管する部署がソフトとハードの両面において、点検・検証・改善を繰り返す右図のようなマネジメントサイクルを確立していきます。

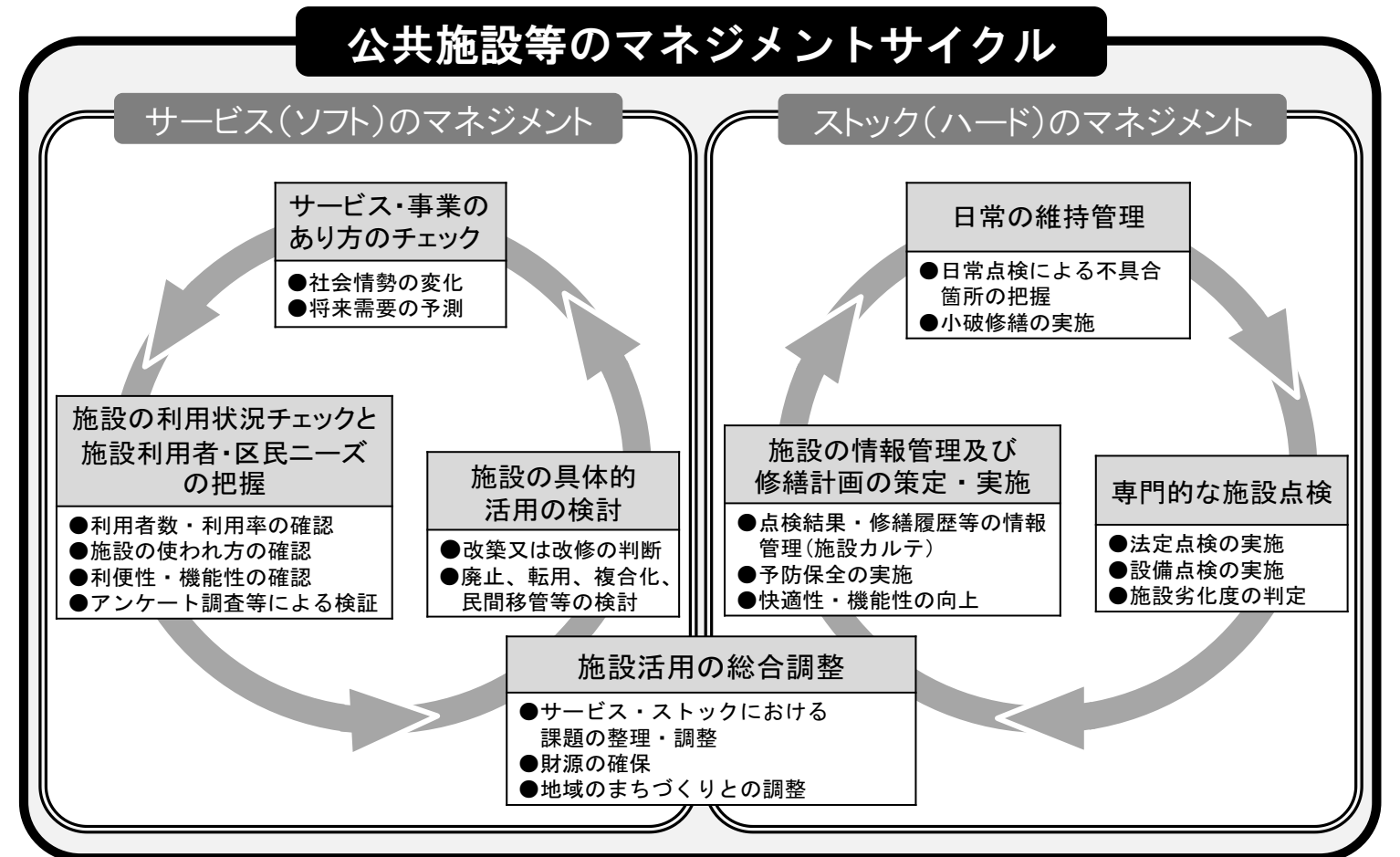
### ◆点検のための指標設定

公共施設等をマネジメントしていくためには、ソフトとハードそれぞれの点検の物差しとなる「指標」を設定する必要があります。

施設を所管する部署がソフトとハードの両面から日々の点検を行えるよう、指標設定の調整を始め、企画・財政、営繕の総合調整部門が中心となってサポートし、職員の意識に働きかけ、マネジメント活動を促していきます。

### ◆財源確保の取組み

公共施設等の維持・更新費用の削減を図るとともに、国や都の補助金などの特定財源の確保に努めていく必要があります。さらに、区民サービスへの影響も考慮しながら特定目的基金の着実な積み立てに努め、必要な財源を確保し、財政負担の平準化を図ります。



# 施設類型ごとの活用の基本的な方針

- 「施設類型ごとの活用の基本的な方針」では、公共施設等を政策・施策のカテゴリーで分類し、それぞれについて現状と課題を整理し、効果的・効率的な活用に向けた基本的な考え方を記載しています。
- 建築物系公共施設は、「健康と福祉」、「街づくりと産業」、「生涯学習とふれあい」、「行政系施設」、「その他」の5つに分類しています。
- インフラ系公共施設は、「区道」、「橋梁」、「公園施設」の3つに分類しています。

## 公共施設等

### 建築物系公共施設(478)

健康と福祉(174)	街づくりと産業(87)	生涯学習とふれあい(182)
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 健康・医療・衛生(9)</li><li>■ 高齢者支援(14)</li><li>■ 障害者支援(17)</li><li>■ 子ども・家庭支援(134)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 地域街づくり(34) (住生活の安定と向上)</li><li>■ 防災・生活安全(31)</li><li>■ 交通(9)</li><li>■ 公園・水辺(3)</li><li>■ 環境(2)</li><li>■ 産業(5)</li><li>■ 観光(3)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 人権・平和(2)</li><li>■ 地域活動(73)</li><li>■ 文化・国際(2)</li><li>■ 教育機関(80)</li><li>■ 区民学習(14)</li><li>■ スポーツ(11)</li></ul>
<h4>行政系施設(25)</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 区民窓口系(12)</li><li>■ 事務所・作業所系(10)</li><li>■ 職員施設(3)</li></ul>	<h4>その他(10)</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>■ その他施設(10)</li></ul>	

※( )内の数字は施設の数を示します。

(参考)

- 施設全体に占める施設数の割合  
① 子ども・家庭支援(28.0%) ② 教育機関(16.7%) ③ 地域活動(15.3%)
- 施設全体に占める延床面積の割合  
① 教育機関(54.7%) ② 子ども・家庭支援(6.3%) ③ 地域活動(5.4%)

### インフラ系公共施設

- 区道 (実延長 843キロメートル／道路面積 5.2平方キロメートル)
- 橋梁 (実延長 2,130.16メートル／橋梁面積 18,784平方メートル)
- 公園施設(公園数 314箇所／公園面積 103.2ヘクタール)

【図 本方針の対象範囲】

葛飾区公共施設等経営基本方針 ～マネジメントサイクルの確立を目指して～ 概要版

葛飾区政策経営部政策企画課

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03(3695)1111 (代表)

平成29年3月

